

米兵による女子中学生暴行事件に関する意見書

去る2月11日、女子中学生を乗用車内で暴行したとして、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の二等軍曹が逮捕される事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を思い起こさせるほど県民に大きな衝撃と恐怖を与えるとともに女性の人権を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、被害を受けた少女・家族の心中を察すると激しい怒りを覚え、断じて許すことができない。

本県では、戦後60年余が経過した今日においても米軍人・軍属等による事件・事故が続発しており、本市においては、昨年10月の強姦致傷事件や去る1月のタクシー強盗致傷事件などの凶悪犯罪が連続しており、この間の度重なる抗議要請に対し、米軍の事件・事故に対する綱紀肅正などの取り組みの実効性が全く見えない。

米軍は、今回の事件により市民及び県民が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、今後どのような抜本的な方策を講じるのか市民及び県民へ明確な謝罪と実効性のある犯罪防止策を示すべきである。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米兵による女子中学生暴行事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
 2. 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀の肅正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
 3. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月13日

沖縄市議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長